

## 危険ブロック塀等対策事業補助制度

ブロック塀等はこれまでも大規模な地震時に倒壊し、数々の被害をもたらしてきました。このため、災害に強いまちづくりを目指し、危険なブロック塀等の除却工事及び除却後の軽量なフェンス等の設置に対する補助制度を設けています。

### ◆危険ブロック塀等

市から危険である旨の指導又は勧告を受けた塀で、鉄筋コンクリート、コンクリートブロック、大谷石等で築造されたものです。

### ◆交付対象者

市が調査して危険であると判断したブロック塀等を所有又は管理する方で、補助金の交付申請を行い、申請年度の1月末日までに工事を完了できる方です。（なお、申請については、原則、申請年度の10月末日までに行っていただくようお願いします。）

ただし、ブロック塀等が存する土地の販売を目的としてブロック塀等を除却する方、鎌倉市狭あい道路拡幅整備事業によりブロック塀等を除却する方などは補助を受けることはできません。

### ◆交付対象基準

- 申請者以外の第三者が通行する道路等に面し、延長が1m以上、かつ、高さが1m以上のブロック塀等（擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1m以上、かつ、塀の高さが60cm以上のブロック塀等）
- ブロック塀等の除却後に設置する軽量なフェンス等

### ◆補助額

#### (1) ブロック塀等の除却

市が定めた単位当たりの標準工事費に塀の面積（基礎は延長）を乗じた額と除却工事の見積金額との少ない額の2分の1（市立小学校の通学路については10分の9）を乗じた額です。

【令和6年度（2024年度）標準工事費】

塀の種類	部位	単位	標準工事費
コンクリートブロック塀	基礎	m	19,610円
	塀	m <sup>2</sup>	9,600円
大谷石塀	基礎	m	20,910円
	塀	m <sup>2</sup>	30,360円
鉄筋コンクリート組立塀（万年塀）	塀	m <sup>2</sup>	8,470円
鉄筋コンクリート塀	塀	m <sup>2</sup>	20,850円
レンガ塀	基礎	m	17,290円
	塀	m <sup>2</sup>	11,220円

#### (2) 軽量なフェンス等の設置

市が定めた単位当たりの標準工事費に延長を乗じた額と設置工事の見積金額との少ない額の2分の1（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面したものについては10分の9）を乗じた額です。

【令和6年度（2024年度）標準工事費】

	単位	標準工事費
軽量なフェンス（基礎工事含む）	m	43,550円

## ◆手続きの流れ

項目	必要書類等
補助金の 交付申請 ↓	<p>○<b>除却工事を行う前に、必ず申請書を提出し、補助金の交付決定通知日以降に工事を着手してください。</b></p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書</li> <li>・案内図</li> <li>・塀又はフェンス等の位置、構造、延長、及び高さを記入した見取り図</li> <li>・工事前の写真</li> <li>・見積書の写し（除却工事と設置工事を分けたもの）</li> </ul>
補助金の 交付決定 ↓	<p>○申請書に基づき、市の職員が現地で対象の塀の確認をします。</p> <p>○補助が適当と認められたときは、危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書を送付します。</p> <p>○この通知書が届いた後に除却工事を行ってください。</p>
完了届 の提出 ↓	<p>○<b>除却工事が終わりましたら、完了届を提出してください。</b></p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険ブロック塀等対策事業工事完了届</li> <li>・工事完了後の写真</li> <li>・領収書等の費用の支払いを確認できる書類写し</li> <li>・請求書（任意用紙）</li> </ul>
補助金 の交付	<p>○完了届に基づき、市の職員が現地で工事完了後の状況を確認します。</p> <p>○補助金は、完了後2～3週間で指定口座に振り込みます。</p>

## ◆ご注意

- (1) 工事内容や工事予定額に変更が生じた場合には、変更申請が必要になります。
- (2) 工事は専門の施工業者に依頼してください。
- (3) 原則として、ブロック塀を再築しないでください。
- (4) ブロック塀等除却後に建築基準法令に違反した建築物、又は工作物を設置しないでください。
- (5) 幅員が4 mに満たない道路では、その中心線からの水平距離2 mの線をその道路の境界とみなし、道路内に塀を設置することはできません。よって、ブロック塀等の除却後に軽量のフェンス等を設置する場合は道路後退（セットバック）が必要となります。
- (6) ブロック塀等の全てを除却せずに、塀の高さを下げるなど一部を除却する場合でも補助金の交付対象となる場合がありますので、ご相談ください。
- (7) 年度内の申請額の累計が年間の予算額を超えた場合、その年度の受付を終了いたします。